第九十一条の百十三第二項	法第二十三条の三十一第三項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第三項
第九十一条の百十四	法第二十三条の三十一第四項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第四項
	同条第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第一項
第九十一条の百十五	法第二十三条の三十一第四項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第四項
	法第二十三条の二十五	法第二十三条の三十七
	法第二十三条の三十一の	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一の
第九十一条の百十六第一項	法第二十三条の二十五	法第二十三条の三十七
	法第二十三条の二十六第五項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第五項
	法第二十三条の二十九第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第一項
	法第二十三条の三十一第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第一項
第九十一条の百十六第二項	再生医療等製品の製造販売業者	外国製造再生医療等製品特例承認取得者
第九十一条の百十七第一項	法第二十三条の三十三第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十三第一項
	法第二十三条の二十五第一項	法第二十三条の三十七第一項
	同条第九項	同条第五項において準用する法第二十三条の二十五第九項
	法第二十三条の二十六第三項	法第二十三条の三十七第五項において準用する法第二十三条の二十六第三項
	法第二十三条の二十九第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第一項
	法第二十三条の二十九第六項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の二十九第六項
	法第二十三条の三十一第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十一第一項
	法第二十三条の三十三第三項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十三第三項
第九十一条の百十七第二項	同条第一項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十三第一項
	書類	書類及び第九十一条の百四十五第一項各号に掲げる書類

別記を次のように改める。

別　記

様式第一号（第四条、第九十一条の二、第九十一条の八十関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業許可申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

収入印紙（消印をしないこと。）

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第１項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造販売業の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1　主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
2　受けようとする許可の種類
3　医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所
4　参考事項

（日本工業規格Ａ４）

備　考

1　記の２には、該当する法第12条第１項に規定する許可の種類を記載すること。
2　記の３には、当該者が他の薬事に関する役員を兼務するとき又は申請者が自らこれに従事するときは、その旨を記載すること。
3　申請者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合には、記の４に当該許可の種類及び許可番号を記載すること。
4　申請書は、正副２通を提出すること。